

よみがえれ！有明海・国会通信

よみがえれ！有明  
海訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-894-1781  
090-9602-0700

# 佐賀地裁「開門」命じる

## 勝訴・農水省断罪

本日午前10時、佐賀地方裁判所は、有明海漁業者らの請求を認め、農水省に対して、諫早湾干拓受堤防の開門を命じる判決を下した。

判決は、国に対して「本判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年

にわたって同各排水門の開放を継続せよ」と命じた。

この訴訟は、諫早干拓による環境破壊によって漁業被害を被った有明海沿岸4県の漁業者と全国の市民らが、潮受堤防の開放などを求めて、2002年11月に提訴していたものである。



### 農水省は直ちに開門せよ！

#### 有明海に希望

#### 喜ぶ有明漁民たち

判決を受けた有明海の漁業者らは、これで漁業を続けられる、自殺者が出なくてすむ、息子に跡を継がせることができる、と歓喜の声をあげた。佐賀地裁判決は、有明海沿岸の漁民や市民に喜びをもって受け入れられた。農水省は、判決、そして開門を求める漁民や市民の声を受け入れ、直ちに開門すべきである。

### 代替水源検討急務

潮受堤防の開門こそ干拓農地での農業と有明海での漁業を両立させる解決策であることが、判決によっても明らかとなった。開門して調整池に依存しない代替水源によって農業用水を確保する方が、環境基準をオーバーシアオコが発生する調整池の水を農業用水として利用するよりも、農業生産物の安全性確保に資するものである。有明海訴訟原告団らは、農水省に対して、従前から具体的な代替水源を示し検討を求めてきた。このようは判決が下された以上、農水省はすみやかに代替水源を検討すべきである。

判決は、「本件事業のように大規模な公共事業を実施した被告(国)としては、これにより有明海の漁業に被害を及ぼしている可能性がある以上、有明海の漁民らに対し、率先してその可否を解明し、その結果に基づいて適切な施策を講じる義務を一般的に負担していると言わなければならない。そのためにもはや中長期の開門調査は不可欠である。有明海のような広大な海洋の環境変化の原因を、本件訴訟の原告ら(漁民や市民)のような私人が解明することは困難なのであって、被告としては、本件事業と有明海の環境変化との因果関係について、自ら一般的には立証責任を負担していないからといって、それを根拠に、これを放置することは到底許されるものでない。当裁判所としては、本判決を契機に、すみやかに中長期の開門調査が実施されて、その結果に基づき適切な施策が講じられることを願ってやまない。」と判示し、中長期開門調査をサボタージュし、その犠牲を漁業者らに負わせた農水省の姿勢を厳しく断罪した。農水省は控訴をせず直ちに開門すべきである。